

国立大学法人岡山大学国際学都おかやま創生本部の設置に関する規程

平成31年2月22日

岡大規程第8号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、全学において戦略的に推進すべき学内外からの様々なニーズに対応すること、また、SDGs推進を核として地域とともに新たなイノベーション創出と社会変革を目指すことを目的とし、当該事案に係る各種コーディネートを行うための窓口として、国際学都おかやま創生本部（以下「創生本部」という。）を置く。

(業務)

第2条 創生本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 地域課題対応に係る窓口機能及び全学的なコーディネートに関する業務
- 二 その他次条第1項第1号に定める本部長が必要と認めた業務

(組織)

第3条 創生本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 理事
- 四 事務局長
- 五 社会連携担当副学長
- 六 その他本部長が必要と認める者

2 本部長は、学長とする。

3 本部長は、創生本部を代表し、その業務を総括する。

4 副本部長は、企画・評価・総務担当理事とする。

5 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営会議)

第4条 創生本部に、第2条に掲げる業務に係る事項を審議するため、国際学都おかやま創生本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、前条第1項第1号から第6号までの者をもって組織する。

3 本部長は、運営会議を主宰し、その議長となる。

(部門)

第5条 創生本部に、ニーズのとりまとめ及び学内リソースに関する学内外の調整を行う

ため、コーディネーター部門及びコーディネーター会議を置く。

2 コーディネーター部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 統括コーディネーター
- 二 専任コーディネーター
- 三 兼任コーディネーター

3 統括コーディネーターは、社会連携担当副学長とし、コーディネーター部門を統括する。

4 兼任コーディネーターは、各研究科、地域総合研究センター、研究推進産学官連携機構、グローバル・パートナーズ及び全学教育・学生支援機構の教員の中から、本部長が指名する。

5 コーディネーター会議は、第2項に掲げる者をもって組織する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、コーディネーター会議の構成員として、第2項に掲げる者以外の者を加えることができる。

7 コーディネーター会議に議長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

8 議長は、コーディネーター会議を主宰する。

(事務)

第6条 創生本部に係る事務は、総務・企画部において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、創生本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。